

## Q12 相当の利益はどのように決めればよいですか？

A12

基本的には、会社と従業員との間で話し合い、会社の経営環境や研究開発戦略等に応じて柔軟に決めることができます。特定の方法を取らなければならないといった制約はありません。

しかしながら、相当の利益について争いが生じた場合は、当初の取決めが不合理なものでないかどうか、裁判所が判断することになりますので、争いを防ぎ、取決めが不合理と判断されないためにも、特許庁が公表している指針(ガイドライン)に沿って「相当の利益」を決定することをお勧めします。指針に基づいた適切な手続きを踏んでいる限りは、原則、裁判所も当初の取決めを尊重するからです。(不合理性の否定)  
ガイドラインに則った適正な手続をするためには、47都道府県に設置している「知財総合支援窓口」に相談することができます。

特許法第35条第6項の指針(ガイドライン) [https://www.jpo.go.jp/seido/shokumu/shokumu\\_guideline.htm](https://www.jpo.go.jp/seido/shokumu/shokumu_guideline.htm)

### 「相当の利益」決定の流れ (指針)

